

独立行政法人環境再生保全機構平成 22 年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成 22 年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構の有する能力等の有効活用を図るとともに、適切かつ国民にわかりやすい情報提供に努め、関係者のニーズを的確に把握することにより不断に業務の改善・見直しを進め業務の質の向上を図る。

また、インターネット等を活用し、機構の事業、成果、各種の動向等について、即時性、透明性、双方向性の高い情報発信を行うとともに、アクセシビリティを念頭に置き、機構の提供するサービスの質の向上を目指す。

< 公害健康被害補償業務 >

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な汚染負荷量賦課金の申告に資するため、必要な人員を確保しつつ、一定規模以上の主要業種の工場・事業場に対して、平成 20 年度実績に比し 50% 増の現地調査を実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 20 年度実績に比し 7%以上の削減を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

委託事業者が主催する申告・納付説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談及び質問事項等に的確に対応するとともに、説明会での意見・要望聴取の結果を、必要に応じて説明資料等に反映させる。

また、納付義務者の利便性を向上するために、汚染負荷量賦課金専

用ホームページの充実を図るとともに、必要に応じ汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

汚染負荷量賦課金の徴収業務が円滑に進むように、委託業務の監督・指導を行うとともに、委託業務担当者研修会を開催して、公害健康被害補償制度及び納付義務者への的確な対応等に関して、より一層の習熟を図る。

汚染負荷量賦課金の事務処理の効率化を図るため、申告・納付説明会の会場において、オンライン申請に係る具体的な操作方法等の説明を行うとともに、新年度の準備に入る 1 月にオンライン申請懇話の依頼文書を発送すること等により、オンライン申請の一層の促進を図る。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

(1) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付申請等に係る提出書類の適正な作成方法等を支援するため、必要に応じて補償給付費納付金関係書類作成の手引等の見直しを行い、都道府県等の担当者への周知徹底を図る。

納付業務システムについて、環境省による補償給付の障害補償費等に係る年齢階層の改正等を踏まえ、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。

現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。

また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省主催及び都道府県等主催の会議の場で報告するなどして、国及び都道府県等へ情報提供を行う。

(2) 納付金のオンライン申請の推進

都道府県等のオンライン申請を促進するため、都道府県等への現地指導、環境省主催及び都道府県等主催の会議の場等を利用して、オンライン申請の導入依頼を積極的に行い、着実な導入の促進を図る。

< 公害健康被害予防事業 >

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえ、運用方針を策定し、安全かつ有利な運用に努める。

自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間より繰り越された積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

(2) 事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に反映させることにより事業の改善を図る。

また、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、本格調査を実施し、結果の取りまとめを行う。

さらに、環境省が平成 22 年度までの予定で実施している「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」について、情報収集に努める。

3. 調査研究

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続 1 課題の研究を実施するほか、平成 22 年度より開始する調査研究課題について、公募により実施する。

また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、中期計画に則り、継続 2 課題の研究を実施するほか、平成 22 年度より開始する調査研究 1 課題を公募により実施する。

なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。

また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

4．知識の普及及び情報提供の実施

- (1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大气環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

- (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

5．研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大气環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

6．助成事業

- (1) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。

なお、健康相談、健康診査及び機能訓練事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する調査について、本格調査を実施し、結

果の取りまとめを行う。

- (2) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善につながる事業を実施する。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

(1) 助成先の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

また、助成対象の裾野の拡大を図るためこれまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体を対象とした助成を行うとともに、助成金募集に係る説明会を開催する。

(2) 助成の重点化等

助成対象については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、振込日の分割を継続することにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

また、平成21年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針へ反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図るとともに、助成案件の内定及び交付決定通

知について、これまでで最も早期に行った平成 20 年度の水準（内定については 4 月 15 日、交付決定については 7 月 2 日）を維持する。

毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図る。

助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介すること等により、より広範な情報提供を行う。

2．振興事業に係る事項

（1）調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化して実施する。

（2）研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。

3．地球環境基金の運用等について

地球環境基金に係るホームページや広報誌の充実を図ることなどの広報募金活動を積極的に進めることにより、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる積増しを図る。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

< ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金による助成業務 >

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

< 維持管理積立金の管理業務 >

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

< 石綿健康被害救済業務 >

1. 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施

(1) 救済制度の広報については、これまで行ってきたアンケート調査等をもとに、広報の効果をできる限り客観的に把握した上で、広報すべき相手方の特定、効果の高い手法・時期の選択を行う。その結果を広報計画に取りまとめ、計画的に広報を実施する。

22年度は、指定疾病の追加が予定されていることから、その実施に必要な広報を適切に実施する。その際、関係省庁、都道府県、市町村、関係団体、医療関係者等とも広く連携を図ることとする。

また、広報活動におけるアンケート調査や、認定時アンケート、電話問い合わせでの確認などを通じ、幅広く効果測定を実施し、広報活動に役立てる。

(2) 本部、大阪支部における無料電話相談や、相談窓口での制度・手続きの説明、現地相談会を引き続き適切に行う。

22年度は、指定疾病の追加が予定されていることから、必要な手引きの作成・配布、保健所等受付担当者への説明・研修の実施、必要な情報のホームページへの掲載を行う。

2. 制度運営の円滑化等

(1) 課題把握のためのアンケート調査の実施

被認定者や遺族等へのアンケートを実施し、制度運営や広報へ反映させる。また、医療関係者、保健所担当者についても、セミナー、説明会等の場を活用してアンケート等により意見の聴取を図る。

(2) 医療機関等への情報提供等

これまで申請・給付に関わった医療機関等に、速やかな申請等の手続き、円滑な医療給付が行われるよう、手引き等の送付など情報提供を徹底する。

22年度は、指定疾病の追加が予定されていることから、追加疾病の取扱いの多い医療機関を中心に、新たな手引きの送付等、周知を適切に行う。

また、引き続き、医療関係者向けセミナーや石綿小体計測精度管理事業に取り組む。

(3) 調査

これまで蓄積してきたデータ等を活用し、ばく露状況など被認定者の発症の背景や、療養の実態、健康管理状況などを把握し、認定・給付業務や制度広報に活かしていく。

また、環境省など関係機関の実施する研究・調査に積極的に協力していく。

(4) 情報公開

引き続き、受付・認定状況や調査・事業の内容について随時公表するとともに、統計集などで提供していく。また、ホームページで提供する情報の充実を図る。

3. 認定・支給の適正な実施

(1) 環境省などと協力し、申請・請求から認定・給付までの期間短縮に取り組む。

新認定・給付システムを活用し、申請・請求から認定・給付に至るまでの段階毎の処理状況を把握し、認定・給付業務を適切に実施する。

指定疾病の追加に伴い、担当者用マニュアルを改訂する。

保健所担当者が指定疾病追加を含め、認定申請業務等に的確に対処できるように「保健所等申請受付マニュアル(仮称)」、「救済給付の手引き」等の改定・見直しを行い、保健所担当者説明会を実施する。

(2) 新認定・給付システムを活用するとともに、業務実施マニュアルに基づき、迅速かつ的確な事務処理を実施する。

4. 安全かつ効率的な業務実施体制の構築

(1) 新認定・給付システムを的確に運用するため、人事異動の都度、情報システム及び情報セキュリティ研修を実施し、さらに業務実施マニュアルの遵守を徹底する。

新認定・給付システムの運用過程において、業務実施マニュアルと実務に乖離等が生じている場合には、検討のうえ、随時同マニュアルの見直しを行う。

(2) 実施規程等の定めに基づき整備した業務実施マニュアルの遵守を徹底するため、研修等によりの確な運用を図る。

5. 救済給付費用の徴収

特別事業主からの特別拠出金について、適切な徴収及び収納を行う。

6. 救済制度の見直しへの対応

(1) 指定疾病の追加

指定疾病の追加について適切な実施ができるよう、業務実施マニュアル等の改定、手引き等の追加、保健所担当者説明会の開催、必要な広報の実施などを適切に行う。

(2) 法施行後5年の制度見直し

中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会での議論について情報収集に努めるとともに、見直しに必要なデータの提供、内部での実施検討を行う。

. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応しうるような組織体制を構築するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。

(1) 組織体制及び人員の合理化

管理部門（総務部・経理部）については、一層の事務処理の効率化を図る。事業部門については、業務の進捗状況に応じた組織編成、人員配置を行い、効率的な業務体制を構築する。

具体的な合理化目標の計画については、「2. 職員の人事に関する計画」において明示する。

(2) 内部統制（コンプライアンス）の強化

コンプライアンス・マニュアルを活用し、職員に対するコンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。

コンプライアンス推進委員会において、定期的に法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

(3) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に規定されている政府の見直しに併せ、石綿健康被害救済部を中心に必要に応じて組織の見直しを行う。

2. 業務運営の効率化

(1) 業務運営の効率化

外部有識者からなる委員会を活用しその意見を業務運営に反映させる。

(2) 外部委託の推進

サービスの低下を招かず、経費削減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。

(3) 経費の効率化・削減

一般管理費、業務経費及び人件費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減を図る。

一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（15%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 22 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務、のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成 22 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

人件費

人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)等に基づく取組を実施する。

また、機構の給与水準について検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(4) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

新たな「随意契約等見直し計画」(平成 22 年 4 月策定予定)に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保を図る観点から、その理由等について経理部で審査を実施する。

また、業者の選定に当たっては、契約担当部以外の者を審査に加えることとする。

監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

3. 業務における環境配慮

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

(1) 平成21年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

(2) 温室効果ガスについては、機構の温室効果ガス排出抑制等のため実行すべき措置についての実施計画(平成20年1月8日)に基づき、平成22~24年度において平成18年度比3%削減の達成に向け取り組む。

(参考)

平成18年度温室効果ガス量 82,890 kg-CO₂

平成18年度比3%削減量 80,403 kg-CO₂

. 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算 別紙のとおり
2. 収支計画 別紙のとおり
3. 資金計画 別紙のとおり

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権(以下「正常債権以外の債権」という)を本中期計画期間中に300億円以下に圧縮するために、

約定弁済先の管理強化

返済懇請

厳正な法的処理

迅速な償却処理

に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、の返済懇請にあたっては、延滞となっている債権であっても、

返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 22 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取り組み状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性が見込めない債権は、原則、サービサー委託とし、平成 22 年度も業務運営の効率性の範囲内で正常債権以外の債権を新たに委託するよう引き続き努め、本中期計画期間内での早期目標達成を目指す。

また、民事再生計画等に基づき通常弁済を行っている債権や、破産手続等が終結し、今後の回収が見込めない債権等、効率性の観点から委託の必要のない債権については、委託を解除し機構の直轄とする。

機構の債権管理回収業務を自律的かつ効率的に運営する上で、サービサーに対する機構の管理監督機能をより充実させ、回収強化を図る。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、32 億円交付されることを予定している。

・短期借入金の限度額

平成 22 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度 18,600 百万円とする。

・重要な財産の処分等に関する計画

戸塚宿舎の土地については、前年度に引き続き売却に向けた準備を進める。

・剰余金の使途

なし

・その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1．施設及び設備に関する計画

なし

2．職員の人事に関する計画

(1) 管理部門と事業管理部の縮減等を図るため、事業管理部の常勤職員数 1

名の削減を図る。

- (2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。
- (3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (4) 人員に関する指標
 - ・ 期初の常勤職員数 145 人
 - ・ 平成 22 年度中に 1 人削減

3. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務(未収財源措置予定額)等の財源に充てることとする。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 なし

平成22年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	1,990
国庫補助金	5,460
その他の政府交付金	19,940
都道府県補助金	2,000
長期借入金	6,400
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	56,041
運用収入	1,360
その他収入	349
計	98,539
支出	
業務経費	68,150
公害健康被害補償予防業務経費	53,204
うち人件費	444
石綿健康被害救済業務経費	11,329
うち人件費	387
基金業務経費	2,978
うち人件費	149
承継業務経費	640
うち人件費	315
借入金等償還	25,907
支払利息	1,476
一般管理費	849
うち人件費	375
計	96,382

[人件費の見積り]

平成22年度 1,296百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	441
国庫補助金	260
その他の政府交付金	9,624
業務収入	42,078
運用収入	1,058
その他収入	33
計	53,493
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	53,204
うち人件費	444
一般管理費	325
うち人件費	126
計	53,528

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	10,316
業務収入	1,258
その他収入	1
計	11,574
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	11,329
うち人件費	387
一般管理費	245
うち人件費	139
計	11,574

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	750
国庫補助金	2,000
都道府県補助金	2,000
運用収入	302
その他収入	286
計	5,338
支出	
業務経費	
基金業務経費	2,978
うち人件費	149
一般管理費	113
うち人件費	38
計	3,091

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	799
国庫補助金	3,200
長期借入金	6,400
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	12,705
その他収入	30
計	28,133
支出	
業務経費	
承継業務経費	640
うち人件費	315
借入金等償還	25,907
支払利息	1,476
一般管理費	167
うち人件費	73
計	28,189

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	78,245
經常費用	78,245
公害健康被害補償予防業務経費	53,254
石綿健康被害救済業務経費	11,329
基金業務経費	2,978
承継業務経費	7,662
一般管理費	1,462
減価償却費	113
財務費用	1,446
収益の部	78,819
經常収益	78,819
運営費交付金収益	1,990
国庫補助金収益	260
その他の政府交付金収益	10,604
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,594
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,039
業務収入	49,739
運用収入	1,360
その他の収益	92
財務収益	2,141
純利益	574
前中期目標期間繰越積立金取崩額	112
総利益	685

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	53,650
經常費用	53,650
公害健康被害補償予防業務経費	53,254
補償業務費	52,003
予防業務費	1,251
一般管理費	325
減価償却費	71
収益の部	53,513
經常収益	53,513
運営費交付金収益	441
国庫補助金収益	260
その他の政府交付金収益	9,624
業務収入	42,074
資産見返負債戻入	23
運用収入	1,058
財務収益	32
雑益	0
純利益(純損失)	137
前中期目標期間繰越積立金取崩額	112
総利益(総損失)	26

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,604
經常費用	11,604
石綿健康被害救済業務経費	11,329
一般管理費	245
減価償却費	29
収益の部	11,604
經常収益	11,604
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	10,594
その他の政府交付金収益	980
資産見返負債戻入	29
雑益	1
純利益	0
総利益	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,096
經常費用	3,096
基金業務経費	2,978
地球環境基金業務費	767
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	2,081
維持管理積立金業務費	130
一般管理費	113
減価償却費	5
収益の部	3,096
經常収益	3,096
運営費交付金収益	750
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	2,039
地球環境基金運用収益	189
維持管理積立金運用収益	112
資産見返負債戻入	5
雑益	0
純利益	0
総利益	0

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,895
經常費用	9,895
承継業務経費	7,662
一般管理費	780
減価償却費	7
財務費用	1,446
収益の部	10,606
經常収益	10,606
運営費交付金収益	799
事業資産譲渡元金収入	7,665
資産見返負債戻入	7
財務収益	2,109
雑益	26
純利益	711
総利益	711

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成22年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	234,094
業務活動による支出	73,877
投資活動による支出	35,279
財務活動による支出	25,929
翌年度への繰越金	99,009
資金収入	234,094
業務活動による収入	94,938
運営費交付金収入	1,990
国庫補助金収入	5,460
その他の政府交付金収入	19,940
都道府県補助金収入	2,000
業務収入	55,412
運用収入	1,358
その他の収入	8,779
投資活動による収入	69,499
財務活動による収入	11,440
前年度よりの繰越金	58,217

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	64,843
業務活動による支出	53,511
投資活動による支出	1,275
翌年度への繰越金	10,057
資金収入	64,843
業務活動による収入	52,862
運営費交付金収入	441
国庫補助金収入	260
その他の政府交付金収入	9,624
業務収入	41,449
運用収入	1,056
その他の収入	33
投資活動による収入	1,445
前年度よりの繰越金	10,536

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	88,292
業務活動による支出	11,549
投資活動による支出	33,000
翌年度への繰越金	43,743
資金収入	88,292
業務活動による収入	11,574
その他の政府交付金収入	10,316
地方公共団体等拠出金収入	1,258
その他の収入	1
投資活動による収入	60,500
前年度よりの繰越金	16,217

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	51,592
業務活動による支出	6,560
投資活動による支出	1,000
翌年度への繰越金	44,031
資金収入	51,592
業務活動による収入	13,772
運営費交付金収入	750
国庫補助金収入	2,000
都道府県補助金収入	2,000
運用収入	301
その他の収入	8,720
投資活動による収入	7,550
財務活動による収入	40
前年度よりの繰越金	30,230

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,367
業務活動による支出	2,256
投資活動による支出	4
財務活動による支出	25,929
翌年度への繰越金	1,178
資金収入	29,367
業務活動による収入	16,729
運営費交付金収入	799
国庫補助金収入	3,200
業務収入	12,705
その他の収入	26
投資活動による収入	4
財務活動による収入	11,400
前年度よりの繰越金	1,234

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。